

スポーツ少年団指導者 個別対応【事例】

事例①

① 「認定員」の資格を保有し、2019年度にスポーツ少年団に指導者として登録していた

(注意：2018年度までスポーツ少年団へ「認定員」資格を保有し指導者として登録していたが、2019年度は登録しなかった。しかし、2020年度に再度スポーツ少年団へ登録していた方は、理念は「×」となる。)

⇒スポーツ少年団の理念を学んだ者・・・「○」

② JSPO公認スポーツ指導者資格等を保有している ※

(例：剣道コーチ1やバレーボールコーチ2など) ※ コーチ1：旧指導員、コーチ2：旧上級指導員

※ 「(公財)日本サッカー協会(JFA)公認C級コーチライセンス以上」の資格及び

「(公財)日本バスケットボール協会(JBA)公認C級コーチライセンス以上」の資格も含む

⇒JSPO公認スポーツ指導者資格・・・「○」

「コーチングリーダー」への移行手続きは**不要**

現状のままで令和6年度も指導者として登録可能

※ 現在保有しているJSPO資格(JFA、JBAのC級以上を含む)を更新しつづけている必要があります。

事例②

❶ 「認定員」の資格を保有し、2019年度にスポーツ少年団に指導者として登録していた
(注意：2018年度までスポーツ少年団へ「認定員」資格を保有し指導者として登録していたが、
2019年度は登録しなかった。しかし、2020年度に再度スポーツ少年団へ登録していた方は、
理念は「×」となる。)

⇒スポーツ少年団の理念を学んだ者・・・「○」

❷ JSPO公認スポーツ指導者資格を保有していない

(例：剣道コーチ1やバレーボールコーチ2など) ※ コーチ1：旧指導員、コーチ2：旧上級指導員

⇒JSPO公認スポーツ指導者資格・・・「×」

JSPO公認スポーツ指導者資格が必要なため、「**コーチングリーダー**」への移行手続きが必要



令和6年度 指導者登録不可

事例③

❶ 2019年度にスポーツ少年団に指導者として登録していなかった

（注意：2018年度までスポーツ少年団へ「認定員」資格を保有し指導者として登録していたが、2019年度は登録しなかった。

しかし、2020年度に再度スポーツ少年団へ登録していた方は、理念は「×」となる。）

⇒スポーツ少年団の理念を学んだ者・・・「×」

❷ JSPO公認スポーツ指導者資格を保有している

（例：剣道コーチ1やバレーボールコーチ2など） ※ コーチ1：旧指導員、コーチ2：旧上級指導員

※ 「（公財）日本サッカー協会（JFA）公認C級コーチライセンス以上」の資格及び

「（公財）日本バスケットボール協会（JBA）公認C級コーチライセンス以上」の資格も含む

⇒JSPO公認スポーツ指導者資格・・・「○」。）

スポーツ少年団の理念を学ぶ必要があるため、「スタートコーチ（ジュニア・ユース）」の取得が必要

※令和5年度までに「スタートコーチ（ジュニア・ユース）」を取得していれば

→ 理念を学んだ指導者で登録可

取得していなければ、理念なしの指導者として登録可

事例④

① 2019年度にスポーツ少年団に指導者として登録していなかった

（注意：2018年度までスポーツ少年団へ「認定員」資格を保有し指導者として登録していたが、2019年度は登録しなかった。

しかし、2020年度に再度スポーツ少年団へ登録していた方は、理念は「×」となる。）

⇒スポーツ少年団の理念を学んだ者・・・「×」

② JSPO公認スポーツ指導者資格を保有していない

（例：剣道コーチ1やバレーボールコーチ2など） ※ コーチ1：旧指導員、コーチ2：旧上級指導員

⇒JSPO公認スポーツ指導者資格・・・「×」

スポーツ少年団の理念とJSPO公認スポーツ指導者資格の両方が必要なため、

「**スタートコーチ（ジュニア・ユース）**」の取得が必要

令和5年度までに「スタートコーチ（ジュニア・ユース）」の取得していた場合

→理念あり指導者として登録可

取得していない場合 → 指導者登録不可